

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：私立学校振興費

事業名 私立高校生等に対する奨学金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 私学振興・青少年課 私学助成係 電話番号：058-272-1111 (内 2462)

E-mail：c11151@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 141,123 千円 (前年度予算額：137,118 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|---------|------------|------------|------------|------------|-------|---------|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 137,118 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 101,059 | 0 | 36,059 |
| 要求額 | 141,123 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 108,283 | 0 | 32,840 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

私立高校等においては、保護者の収入状況等により授業料が補助されるものの、その他の学納金については依然として保護者の負担が大きく、経済的理由により勉学を断念せざるを得ない状況に追い込まれる場合がある。

(2) 事業内容

私立高等学校等に在籍する高校生等が経済的理由から勉学を断念することのないよう、奨学金の無利子貸付けを行う。(貸付終了後、原則として、10年半年賦により返還)

○ 岐阜県選奨生奨学金 (昭和58年度～)

採用基準 成績基準

貸与月額 自宅通学者 30,000円又は47,000円から選択

自宅外、通学費高額負担者 35,000円、40,000円、52,000円
又は57,000円から選択

- 岐阜県子育て支援奨学金（平成 18 年度～）
 - 採用基準 多子世帯の子（第 1 子及び第 2 子を除く）
 - 貸与月額 自宅通学者 30,000 円
 - 自宅外、通学費高額負担者 35,000 円又は 40,000 円
 - 入学支度金 75,000 円

- 岐阜県高等学校奨学金（平成 14 年度～）
 - 採用基準 世帯収入基準あり
 - 貸与月額 自宅通学の場合 30,000 円
 - 自宅外、通学費高額負担の場合 35,000 円又は 40,000 円

（3）県負担・補助率の考え方

県内に住所を有する者の子弟を対象としており、県費での負担が妥当である。

（4）類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|---------|--|
| 貸付金 | 141,123 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜県選奨生奨学金 49,008 千円 ・ 岐阜県子育て支援奨学金 37,935 千円 ・ 岐阜県高等学校奨学金 54,180 千円 |
| 合計 | 141,123 | |

決定額の考え方

4 参考事項

（1）後年度の財政負担

貸付対象となった生徒からの償還金を諸収入として、貸付原資に充当する。

事業評価調書

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
奨学金の無利子貸付けを行うことで、私立高等学校等に在籍する高校生等が経済的理由から勉学を断念することのないように支援する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の推移 | | 現在値 (前々年度末時点) | 目標 | 達成率 |
|-----|-------|-------|-----|------------------|-----|-----|
| | (H) | () | () | () | () | % |

○指標を設定することができない場合の理由

低所得者に対する修学支援であり、数値目標の設定ができない

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
各奨学金について以下のとおり貸付けを実施（令和2年9月17日現在）
選奨生奨学金 : 55人（うち新規25人）へ 14,424千円を貸付け
高等学校奨学金 : 120人（うち新規34人）へ 22,860千円を貸付け
子育て支援奨学金 : 75人（うち新規24人）へ 15,075千円を貸付け

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
貸付けを実施することにより、高等学校等へ就学するために要する経済的負担の軽減に寄与した。今後も、同様の効果（成果）が期待される。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い | |
| (評価) ○ | 高等学校等へ就学するために要する経済的負担が軽減されることで、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会の醸成に貢献しており、必要性が高い。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) ○ | 就学に係る経費として1人当たり年間360,000円～624,000円の貸付けを実施しており、奨学生の経済的負担は軽減されている。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある | |
| (評価) ○ | 貸付金の債権債務管理について、情報システム化を行うことで、事業実施に係る事務効率の向上が図られている。 |

(今後の課題)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 景気の悪化や社会の経済状況の変動により、貸付金の償還において、経済的理由などで滞納となる者が増加することが考えられる。 |
|---|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 高校生等が安心して勉学に打ち込める環境の整備のため、継続的に事業を実施するとともに、償還金収入により持続可能な制度となるよう、滞納者対策など債権確保の取組を強化していく。 |
|--|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 | 【 課 】 |
| 組み合わせる理由や期待する効果 など | |